

三重県小規模企業実態調査業務委託 業務仕様書

1 目的

県内企業の99.8%は中小企業・小規模企業で、そのうち小規模企業が85.0%を占めています。これらの企業は、地域の雇用と経済を支える重要な存在です。

長期化する物価高騰や人手不足などの経済・社会情勢の変化により、県内の中小企業・小規模企業は大きな影響を受けています。とりわけ、ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源が限られる小規模企業は、こうした変化に伴う経営課題に単独で対応することが難しく、地域の経済・社会を守るためにも支援が必要です。

本事業は、これらの小規模企業を取り巻く現状・課題と、これまでの支援策の効果を調査・分析し、今後の効果的な支援策を検討することを目的に実施します。

2 業務名称

三重県小規模企業実態調査業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月19日（金）まで

4 業務概要

(1) 業務内容

委託業務の内容は次の各項目のとおり。本業務の遂行にあたり、本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜委託者へ提案すること。

ア 県内中小企業・小規模企業の調査分析

a 文献調査

中小企業・小規模企業に関する法令や計画、参考文献等を収集・調査し、支援策を検討する前提となる社会的役割や重要性等を整理すること。

b 既存データの収集・分析

経済センサスなど既存の調査データを活用し、県内中小企業・小規模企業について規模別や業種別、売上別に経営状況等を分析して、現在の状況について取りまとめること。

なお、分析対象となる県内中小企業・小規模企業の企業情報、経営情報等については、県から統計局に「令和3年経済センサス活動調査」の二次利用の申請を行い提供する。

c 県内中小企業・小規模企業アンケート調査分析

県が令和7年度に実施したアンケート結果を活用し、県内中小企業・小規模企業が置かれている現状や課題について分析すること。

提供するアンケート調査の調査項目等の概要については、別添のとおり。

d 県内中小企業・小規模企業ヒアリング調査

上記cの調査分析を踏まえて、県内中小企業・小規模企業20社以上にヒアリングを行い、支援策を検討するにあたり必要となる現状、課題について調査すること。

なお、調査先の企業データについては、県が令和7年度に実施したアンケート結果の情報を提供する。

イ 他の都道府県が実施する優良事例の調査

支援策を提案するにあたり、他の都道府県が実施する小規模企業向け支援施策の優良

事例を調査し、取りまとめること。

ウ 県内小規模企業への支援策の提案

上記ア、イの調査分析をふまえて、県内の小規模企業に最適な支援策を提案すること。

エ 「三重県版経営向上計画」施策効果の検証

「三重県版経営向上計画」を策定した事業者 1,000 社以上にアンケートを実施し、同計画を策定したことによる売り上げ、営業利益、従業員数等の経営状況にどの程度効果があったか調査すること。

また、アンケート結果をふまえて、同計画を策定した事業者 20 社以上にヒアリングを行い、同計画の効果検証や見直しに必要な情報収集・分析を行うこと。

なお、同計画を策定した事業者の企業名、郵便番号、住所、電話番号等のアンケートの郵送やヒアリングの訪問に必要な情報、事業者が同計画を策定した時点での経営状況の資料は、県から提供する。

「三重県版経営向上計画」の施策効果の検証のうち、アンケート調査結果の概要については、令和 8 年 9 月 10 日（木）までに報告すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は、次のとおりとし、紙（A 4 両面）1 部と電子データ（Word または Excel）を提出するものとする。

- a 「4（1）業務内容」の実施内容
- b 上記の他、三重県が指示したもの

イ 提出期限

履行期限である令和 9 年 2 月 19 日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 中小企業・サービス産業振興班

担当：川西、宮本

電話：059-224-2534 電子メール：chusho@pref.mie.lg.jp